

育成就労制度 運用要領

～ 関係者の皆さまへ ～

令和8年2月

出入国在留管理庁・厚生労働省 編

育成就労制度 運用要領 目次

第1章 育成就労制度の趣旨	1-1
第2章 育成就労制度の概要	2-1
第1節 育成就労法のポイント	2-1
第1 育成就労制度の目的	2-1
第2 基本方針・分野別運用方針	2-1
第3 外国人育成就労機構	2-1
第4 育成就労計画の認定制	2-1
第5 育成就労実施者の届出制	2-2
第6 監理支援機関の許可制	2-2
第7 育成就労外国人の保護	2-3
第8 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定	2-3
第2節 育成就労の実施に必要な手続の流れ	2-4
第1 監理支援事業の許可の流れ	2-4
第2 育成就労開始までの流れ	2-7
第3章 育成就労法の目的・定義等	3-1
第1節 育成就労法の目的(法第1条)	3-1
第2節 定義(法第2条)	3-2
第3節 基本理念(法第3条)	3-10
第4節 国及び地方公共団体の責務(法第4条)	3-11
第5節 育成就労実施者、監理支援機関等の責務(法第5条)	3-11
第6節 育成就労外国人の責務(法第6条)	3-12
第7節 基本方針(法第7条)	3-12
第8節 分野別運用方針(法第7条の2)	3-13
第4章 育成就労計画の認定等	4-1
第1節 育成就労計画の認定(法第8条)	4-5
第1 育成就労計画の認定(法第8条第1項、同第2項)	4-5
第2 育成就労計画の記載事項(法第8条第3項)	4-8
第3 育成就労計画の添付書類(法第8条第4項)	4-10
第4 監理支援機関の指導(法第8条第5項)	4-12
第5 育成就労計画の認定手数料(法第8条第6項)	4-13
第2節 育成就労計画の認定基準(法第9条)	4-15
第1 従事させる業務が育成就労産業分野に属する技能であること	4-15
第2 育成就労の目標に関するもの	4-16
第3 育成就労の内容に関するもの	4-18

(1) 従事させる業務において要する技能に関するもの	4-19
(2) 従事させる業務に関するもの	4-20
(3) 育成就労外国人に関するもの	4-24
(4) 分野別協議会への加入に関するもの	4-29
(5) 外国の準備機関の偽変造文書の行使に関するもの	4-30
(6) 育成就労の実施に関するもの	4-31
(7) 1年ごとに一定期間一時帰国して行う育成就労に関するもの	4-35
(8) 講習に関するもの	4-37
(9) 育成就労の日本語の目標達成に必要な措置に関するもの	4-48
(10) 分野特有の事情に関するもの	4-50
第4 育成就労の期間に関するもの	4-50
第5 技能及び日本語能力の評価に関するもの	4-51
第6 育成就労を行わせる体制に関するもの	4-55
(1) 育成就労責任者・育成就労指導員・生活相談員の選任に関するもの	4-56
(2) 健康状況その他の生活状況を把握するために必要な措置に関するもの	4-61
(3) 入国後講習の施設確保に関するもの	4-62
(4) 労災保険関係成立等の措置に関するもの	4-63
(5) 1年ごとに一定期間一時帰国して行う育成就労を行う場合の帰国旅費に関するもの	4-64
(6) 帰国旅費の負担に関するもの	4-66
(7) 外国の送出機関からの取次ぎに関するもの	4-67
(8) 監理支援機関の改善命令に関するもの	4-68
(9) 法令違反時の報告に関するもの	4-68
(10) 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等、二重契約の禁止に関するもの	4-69
(11) 行方不明者の発生に関するもの	4-71
(12) 非自発的離職者の発生に関するもの	4-72
(13) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの	4-74
(14) 利益供与、供応接待等の禁止に関するもの	4-77
(15) 育成就労を継続して行わせる体制に関するもの	4-78
(16) 地方公共団体からの協力要請に関するもの	4-80
(17) 分野特有の事情に関するもの	4-80
第7 育成就労を行わせる事業所の設備に関するもの	4-81

第8 単独型育成就労実施者の監査の体制に関するもの	4-82
第9 監理支援機関による監理支援に関するもの	4-85
第 10 育成就労外国人の待遇に関するもの	4-86
(1) 育成就労外国人に対する報酬の額に関するもの	4-88
(2) 宿泊施設の確保に関するもの	4-89
(3) 入国後講習への専念措置に関するもの	4-93
(4) 監理支援費の負担禁止に関するもの	4-93
(5) 育成就労外国人が定期的に負担する費用に関するもの	4-94
(6) 報酬の口座振込み等に関するもの	4-96
(7) 外国人であることを理由とした差別的取扱いの禁止に関するもの	4-97
(8) 1年を超える転籍制限期間を定めた場合の昇給等の待遇向上に関するもの	4-98
(9) 一時帰国を希望した場合の有給休暇に関するもの	4-99
(10) その他の待遇に関するもの	4-100
(11) 分野特有の事情に関するもの	4-100
第 11 育成就労外国人の人数枠に関するもの	4-101
(1) 総論	4-105
(2) 地方特別枠に関するもの	4-108
(3) 分野特有の事情に関するもの	4-111
(4) 人数枠の枠外に関するもの	4-111
第 12 優良な育成就労実施者に関するもの	4-112
第 13 外国の送出機関に関するもの	4-114
第 14 外国の送出機関に支払った費用の額に関するもの	4-117
第 15 労働者派遣等を活用する場合の認定基準	4-120
(1) 基本的な考え方	4-120
(2) 通常の認定基準との異同	4-121
(3) 業務において要する技能の属する分野に関するもの	4-124
(4) 育成就労の内容に関するもの	4-124
(5) 育成就労を行わせる体制に関するもの(規則第 23 条第1項)	4-132
(6) 育成就労を行わせる事業所の設備に関するもの(規則第 23 条第2項)	4-141
(7) 人数枠に関するもの(規則第 24 条)	4-142
(8) 労働者派遣等の形態による育成就労の特則	4-145
第3節 育成就労実施者の変更等	4-150
第1 育成就労実施者の変更を希望する場合の申出	4-150
(1) 育成就労外国人による申出	4-150

(2) 関係機関による届出等	4-152
第2 育成就労外国人が転籍する場合の育成就労計画の認定	4-164
(1) 転籍時の共通の基準	4-166
(2) やむを得ない事情による転籍の場合の基準	4-168
(3) 本人の意向による転籍の場合の基準	4-174
第3 育成就労外国人であった者に育成就労を行わせる場合の育成就労計画の認定	4-183
(1) 育成就労外国人であった者に係る育成就労計画の認定の手續	4-183
(2) 育成就労計画の認定の取消しがあった場合等に同一の業務区分で育成就労を行うときの基準	4-186
(3) 帰国した外国人が異なる業務区分で育成就労を行う場合の基準	4-188
(4) 旧技能実習生の取扱い	4-189
第4節 認定の欠格事由(法第 10 条)	4-194
第1 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由	4-194
第2 育成就労法による処分等を受けたこと等による欠格事由	4-198
第3 申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由	4-201
第4 暴力団排除の観点からの欠格事由	4-202
第5節 育成就労計画の変更(法第 11 条)	4-204
第6節 機構による認定の実施(法第 12 条)	4-233
第7節 認定の停止及び再開(法第 12 条の2)	4-234
第8節 報告徴収等(法第 13 条・第 14 条)	4-235
第9節 改善命令等(法第 15 条)	4-236
第 10 節 認定の取消し等(法第 16 条)	4-238
第 11 節 実施の届出(法第 17 条)	4-239
第 12 節 育成就労実施困難時の届出等(法第 19 条)	4-240
第 13 節 帳簿の備付け(法第 20 条)	4-247
第 14 節 実施状況報告(法第 21 条)	4-249
第 15 節 その他の手續	4-251
第1 個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合の手續	4-251
第2 個人事業主が死亡した場合の手續	4-252
第3 法人の合併等の場合の手續	4-252
第4 中断後の再開手續等	4-254
第5章 監理支援機関の許可等	5-1
第1節 監理支援機関の許可(法第 23 条・第 24 条)	5-5
第1 監理支援機関の許可(法第 23 条第1項)	5-5

第2	申請書の記載事項(法第 23 条第2項)……………	5-5
第3	申請書の添付書類(法第 23 条第3項・第4項)……………	5-6
第4	機構による事実関係の調査の実施(法第 23 条第5項・第 24 条)……………	5-8
第5	労働政策審議会の意見聴取(法第 23 条第6項)……………	5-9
第6	監理支援機関の許可手数料(法第 23 条第7項・第 24 条第5項)……………	5-9
第2節	監理支援機関の許可基準(法第 25 条)……………	5-11
第1	法人形態に関するもの……………	5-11
第2	監理支援機関の業務の実施に関するもの……………	5-13
	(1) 育成就労実施者の数に関するもの……………	5-14
	(2) 常勤の役職員の数に関するもの……………	5-15
	(3) 相談応需体制の整備に関するもの……………	5-17
第3	財産的基礎に関するもの……………	5-19
第4	個人情報保護に関するもの……………	5-21
第5	外部監査に関するもの……………	5-22
第6	監理支援事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの……………	5-28
	(1) 育成就労法等に従って監理支援事業を遂行できること……………	5-29
	(2) 中立的な事業運営ができる体制が確保されていること……………	5-30
	(3) 監理支援事業のための適切な体制が確保されていること……………	5-31
	(4) 適正な事業運営が確保されていること……………	5-33
第3節	許可の欠格事由(法第 26 条)……………	5-35
第1	関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由……………	5-35
第2	育成就労法による処分等を受けたこと等による欠格事由……………	5-38
第3	役員等の適格性の観点からの欠格事由……………	5-41
第4	暴力団排除の観点からの欠格事由……………	5-42
第4節	職業安定法の特例により監理支援機関等が講ずべき措置(法第 27 条)……………	5-44
第1	監理支援機関による育成就労実施者等と育成就労外国人等との間の雇用関係の成立のあつせん……………	5-44
第2	読み替えて適用する職業安定法の規定……………	5-45
第5節	監理支援費(法第 28 条)……………	5-55
第6節	許可証(法第 29 条)……………	5-62
第7節	許可の条件(法第 30 条)……………	5-64
第8節	許可の有効期間等(法第 31 条)……………	5-66
第9節	変更の届出(法第 32 条)……………	5-70
第 10 節	育成就労実施困難時の届出等(法第 33 条)……………	5-72

第 11 節 事業の休廃止(法第 34 条).....	5-76
第 12 節 報告徴収等(法第 35 条).....	5-78
第 13 節 改善命令等(法第 36 条).....	5-79
第 14 節 許可の取消し等(法第 37 条).....	5-81
第1 許可の取消し等に関する事項.....	5-81
第2 事業停止命令に関する事項.....	5-82
第 15 節 名義貸しの禁止(法第 38 条).....	5-84
第 16 節 育成就労計画に従った監理支援等(法第 39 条).....	5-87
第1 育成就労の継続のために必要な措置.....	5-88
第2 監理支援機関の業務の基準.....	5-89
(1) 定期監査に関するもの.....	5-89
(2) 臨時監査に関するもの.....	5-95
(3) 訪問指導に関するもの.....	5-96
(4) 外国の送出機関との契約内容に関するもの.....	5-99
(5) 外国の送出機関からの取次ぎに関するもの.....	5-100
(6) 外国の送出機関等に対する供応接待の要求等の禁止に関するもの.....	5-100
(7) 入国後講習の実施に関するもの.....	5-101
(8) 育成就労計画の作成指導に関するもの.....	5-102
(9) 雇用契約の内容の説明に関するもの.....	5-104
(10) 帰国旅費の負担に関するもの.....	5-105
(11) 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの.....	5-106
(12) 二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの.....	5-107
(13) 相談応需体制の整備等に関するもの.....	5-107
(14) 監理支援機関の業務の運営に係る規程の公表等に関するもの.....	5-110
(15) 分野特有の事情に関するもの.....	5-111
第3 密接関係役職員の関与の制限に関するもの.....	5-111
第 17 節 監理支援責任者の設置等(法第 40 条).....	5-114
第 18 節 帳簿の備付け(法第 41 条).....	5-118
第 19 節 監査報告及び事業報告(法第 42 条).....	5-124
第 20 節 個人情報の取扱いと秘密保持義務(法第 43 条・第 44 条).....	5-126
第 21 節 法人の合併・分割に対応した取扱い.....	5-127
第1 吸収合併の場合の取扱い.....	5-127
第2 新設合併の場合の取扱い.....	5-128
第3 吸収分割・新設分割の場合の取扱い.....	5-128
第 22 節 優良な監理支援機関に関するもの.....	5-130

第6章 育成就労外国人の保護	6-1
第1節 禁止行為(法第 46 条から第 48 条まで)	6-2
第1 暴力、脅迫、監禁等による育成就労の強制の禁止	6-2
第2 育成就労に係る契約の不履行についての違約金等の禁止	6-3
第3 旅券・在留カードの保管等の禁止	6-4
第2節 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告(法第 49 条)	6-5
第7章 補則	7-1
第1節 指導及び助言等(法第 50 条)	7-1
第2節 連絡調整等(育成就労法第 51 条)	7-1
第3節 育成就労評価試験(法第 52 条)	7-3
第4節 分野所管行政機関の長への要請及び分野別協議会(法第 53 条・第 54 条)	7-4
第5節 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等(法第 55 条)	7-6
第6節 地域協議会(法第 56 条)	7-7
第8章 養成講習	8-1
第9章 違法行為の防止・摘発及び違法行為に対する行政処分	9-1
第1節 育成就労実施者、監理支援機関等への指導・助言等	9-1
第2節 機構による実地検査	9-1
第3節 育成就労実施者に対する指導監督	9-2
第4節 監理支援機関に対する指導監督	9-3
第5節 人身取引事案への対応	9-4
第 10 章 罰則	10-1

別紙

- ① 参考様式
- ② 監理支援機関許可申請提出書類一覧